

豊明市手数料徴収条例（平成12年条例第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（種類及び金額等）</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(34)</p> <p>(35) 子育て支援短期利用手数料 別表第6に定める額</p> <p>(36) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第25条第1項の規定に基づく火薬類の消費の許可手数料 1件につき 7,900円</p> <p>（新設）</p> <p><u>(37)</u> その他諸証明手数料 1件につき 200円</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（新設）</p>	<p>（種類及び金額等）</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(34)</p> <p>(35) 子育て支援短期利用手数料 別表第6に定める額</p> <p>(36) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第25条第1項の規定に基づく火薬類の消費の許可手数料 1件につき 7,900円</p> <p><u>(37)</u> 介護サービス事業所の指定事務手数料 別表第7に定める額</p> <p><u>(38)</u> その他諸証明手数料 1件につき 200円</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>別表第7（第2条関係） （略）</p>

豊明市母子・父子家庭医療費支給条例（昭和53年条例第32号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(受給資格者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受給資格者 としない。</p> <p>(1) 母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。） の前年（1月から7月までの間にあつては前々年）の所得が所得税法 （昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以 下「扶養親族等」という。）並びに母子家庭の母等が前年（1月から 7月までの間にあつては前々年）の12月31日において生計を維持して いた扶養親族等でない18歳未満の者（母子家庭の母等が同日におい て生計を維持していた20歳未満の者で児童扶養手当法施行令（昭和3 6年政令第405号。以下「政令」という。）別表第1に定める程度の障 害の状態にあるものを含む。）の有無及び数に応じて政令第2条の4 第2項に定める額以上であるもの並びにその者に現に扶養されてい る児童</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(受給資格者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受給資格者 としない。</p> <p>(1) 母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。） の前年（1月から7月までの間にあつては前々年）の所得が所得税法 （昭和40年法律第33号）に規定する<u>同一生計</u>配偶者及び扶養親族（以 下「扶養親族等」という。）並びに母子家庭の母等が前年（1月から 7月までの間にあつては前々年）の12月31日において生計を維持して いた扶養親族等でない18歳未満の者（母子家庭の母等が同日におい て生計を維持していた20歳未満の者で児童扶養手当法施行令（昭和3 6年政令第405号。以下「政令」という。）別表第1に定める程度の障 害の状態にあるものを含む。）の有無及び数に応じて政令第2条の4 第2項に定める額以上であるもの並びにその者に現に扶養されてい る児童</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>3 (略)</p>

尾三消防組合格約（昭和 4 6 年 1 2 月 1 日愛知県知事許可）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>尾三消防組合格約</p> <p style="text-align: right;">昭和 4 6 年 1 2 月 1 日 許可</p> <p>（組合を組織する地方公共団体）</p> <p>第 2 条 組合は_____、日進市、みよし市_____及び愛知郡東郷町（以下「組合市町」という。）をもって組織する。</p> <p>（議会の組織及び議員の選挙の方法）</p> <p>第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は<u>1 2 人</u>とし、その選出区分は、組合市町ごとに<u>4 人</u>とする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（議員の任期）</p> <p>第 6 条 組合議員の任期は、<u>組合市町の議会の議員の任期による</u>。ただし、組合市町の議会の議員の職を失ったときは、同時にその職を失う。</p> <p>2 （略）</p> <p>（執行機関の組織及び選任の方法）</p> <p>第 7 条 組合に、管理者 1 人、副管理者 <u>2 人</u>及び会計管理者 1 人を置く。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（経費支弁の方法）</p> <p>第 1 1 条 （略）</p> <p><u>2 前項の分担金は、次に定めるところによって算出した額の合算額により組合市町が負担する。</u></p> <p><u>（1） 分担金の総額の 1 0 0 分の 3 5 の額を組合市町均等の割合で算出した額</u></p>	<p>尾三消防組合格約</p> <p style="text-align: right;">昭和 4 6 年 1 2 月 1 日 許可</p> <p>（組合を組織する地方公共団体）</p> <p>第 2 条 組合は、<u>豊明市</u>、日進市、みよし市、<u>長久手市</u>及び愛知郡東郷町（以下「組合市町」という。）をもって組織する。</p> <p>（議会の組織及び議員の選挙の方法）</p> <p>第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は<u>1 5 人</u>とし、その選出区分は、組合市町ごとに<u>3 人</u>とする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（議員の任期）</p> <p>第 6 条 組合議員の任期は、<u>2 年とする</u>_____。ただし、組合市町の議会の議員の職を失ったときは、同時にその職を失う。</p> <p>2 （略）</p> <p>（執行機関の組織及び選任の方法）</p> <p>第 7 条 組合に、管理者 1 人、副管理者 <u>4 人</u>及び会計管理者 1 人を置く。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（経費支弁の方法）</p> <p>第 1 1 条 （略）</p> <p><u>2 前項の分担金は、次に定める基準に従い、別途定める割合で算出した額の合計額により組合市町が負担する。</u></p> <p><u>（1） 組合市町均等割</u></p> <p><u>（2） 組合市町のそれぞれの前年の 1 0 月 1 日現在における面積割</u></p>

(2) 分担金の総額の100分の35の額を組合市町のそれぞれの前年の10月1日現在における住民基本台帳の人口の割合で算出した額

(3) 分担金の総額の100分の30の額を組合市町のそれぞれの前年の10月1日現在における面積の割合で算出した額

3 (略)

(3) 組合市町のそれぞれの救急件数割 (過去3か年分)

(4) 組合市町のそれぞれの前年度の消防費に係る基準財政需要額割

3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定については、愛知県知事の許可のあった日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際現に組合の議会の議員である者 (以下「施行時組合議員」という。) の任期については、この規約による改正後の尾三消防組規約 (以下「改正後の規約」という。) 第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の規定により、その任期がなお従前の例によることとされる施行時組合議員が在職する場合における改正後の規約第5条第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項の規定中「15人」とあるのは「18人」と、「組合市町ごとに3人」とあるのは「日進市、みよし市及び愛知郡東郷町にあつては4人、豊明市及び長久手市にあつては3人」と、同条第3項中「組合議員に欠員を生じた」とあるのは「それぞれの組合市町から選出された組合議員の数が3人を下回った」と、「その欠員を生じた組合市町の議会は」とあるのは「その組合議員の数が3人を下回った組合市町の議会は組合議員の数が3人に達するまでの組合議員について」と読み替えるものとする。

4 平成30年度から平成32年度までの豊明市、日進市、みよし市、長

久手市及び愛知郡東郷町（以下「組合市町」という。）の分担金の額は、改正後の規約第11条第2項の規定にかかわらず、平成28年度の組合市町のそれぞれの常備消防の決算額（公債費を除く経常経費）の割合で算出した額とする。

5 改正後の規約の施行のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。